

## 出雲市・斐川町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）における傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

**第2条** 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会議の会場の規模に応じ調整する。

(傍聴の手続)

**第3条** 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で事務局において、傍聴人受付簿（様式第1号）に、一般傍聴人にあつては自己の氏名及び住所、報道関係者にあつては氏名及び報道機関名を記入の上、事務局の確認を受けなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で受け付ける。ただし、その時点で一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項で規定する定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

(傍聴席)

**第4条** 傍聴人は、事務局が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第5条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により撮影又は録音をすることにつき議長の許可を得た者を除く。
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

**第6条** 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、放歌、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の制限)

**第7条** 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得るものとする。

(職員の指示)

**第8条** 傍聴人は、会議場において、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

**第9条** 傍聴人は、協議会会議運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

**第10条** 傍聴人が、この規程に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

**第11条** この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成22年5月14日から施行する。

